

意義意意意志はい

●会長ごあいさつ●

田中前会長の退任に伴い、平成27年11月17日付けで札幌市農業委員会会長に就任いたしました漆﨑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、近年、農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷、高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、TPPの影響など厳しい状況にさらされています。本市においても様々な課題はございますが、都市近郊という利点を生かした新鮮な農畜産物の市民への提供や、緑豊かな都市環境の保全、農業への理解促進など、多面的で重要な役割を担っているところでございます。

私ども農業委員会は、農業者の公的代表機関としての役割を改めて強く認識し、皆様の声をお聞きしながら、地域農業の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、農業委員会活動に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

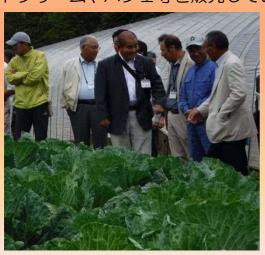
市内農業事情調査を実施しました

当農業委員会では、作況や農業事情の調査のため、市内の農地や農業関連施設等への 視察を毎年8月に行っています。今年は8月27日に北区の農業実習圃場や清田区の圃 場を訪問しました。

北区では、農業実習圃場である「いきいきファーム」を視察しました。受講者は定年退職をした方や主婦などが中心で、農園主の指導のもと、農業実習を行い、野菜の栽培から販売までを体験しています。圃場では多種多様な作物を生産していました。

清田区では有明の「フラワーファーム大花園」を視察しました。圃場では花卉やイチゴ等を生産しており、圃場内にある「自然満喫倶楽部」では栽培しているイチゴを使ったソフトクリームやパフェ等を販売しています。





その後、清田区有明で新規就農者の圃場を視察し、お話を伺いました。また、清田区真栄では伝統野菜である札幌大球や枝豆サッポロミドリ等、多品目の作物を生産している圃場を視察させていただきました。

今回の視察では、それぞれの圃場で様々な種類の作物を生産されている様子を見ることができました。最後にお忙しい中、訪問させていただいた方々に、改めてお礼申し上げるとともに、この調査を今後の当農業委員会の活動に活かしていきたいと思います。

農地を相続した時は届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会 が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等 で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

- Q. 農業は続けるのですが、相続税のことが心配です・・・。
- A. 農地を相続し、本人が農業を営む場合や農業経営基盤強化促進法による貸付けを行う場合な どには、相続税額の一部が猶予される場合があります(納税猶予)。
- Q. 会社員なので、自分では相続された農地の耕作や管理が難しいのですが・・・。
- A. 札幌市や農協などで構成する団体が、あなたに代わって、規模拡大を希望する農家の方など への農地の貸付けをお手伝いいたします。

農地賃借料情報(平成27年)

平成27年1月~12月に締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりです。

| 農地区分 | | 平均額 (円/10a) | 最高額 (円/10a) | 最低額 (円/10a) | データ 数 | 適用地域 |
|------|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|--|
| 田 | | 実績なし (10,000) | 実績なし (10,000) | 実績なし (10,000) | 実績なし (4) | 市内全域 |
| 畑 | 東部 | 11,400 (9,600) | 15,000 (15,000) | 3,500 (3,300) | 35 (219) | 北区/篠路町太平、篠路町上篠路、篠路町篠路 東区/栄町、丘珠町、東苗穂町、東雁来町 白石区/東米里 豊平区/市街化調整区域の全域 清田区/市街化調整区域の全域 |
| | 西部 | 11,200 (11,900) | 17,500 (17,564) | 10,000 (10,000) | 42 (102) | 中央区/市街化調整区域の全域 南区/市街化調整区域の全域 西区/市街化調整区域の全域 手稲区/手稲前田を除く市街化調整区域の全域 |
| | 平野部 | 9,500 (8,400) | 10,000 (10,000) | 5,000 (2,916) | 12 (24) | 北区/新川、新琴似町、屯田町、東茨戸、西茨戸、 篠路町拓北、篠路町福移 東区/中沼町 白石区/東米里を除く市街化調整区域の全域 厚別区/市街化調整区域の全域 手稲区/手稲前田 |
| | 牧草・ 飼料畑 | 3,300 (3,500) | 4,200 (4,300) | 2,000 (1,425) | 106 (303) | 市内全域 |

※ ()内の金額は過去3か年の平均です。 ※ 金額はすべて年額です。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための安定した積立式の公的年金です。

◇加入要件◇

- ・農業に年間60日以上従事
- · 国民年金第 1 号被保険者
- 20 歳以上 60 歳未満

◎農業者年金のメリット◎

- ・積立式で少子高齢化の時代でも安心
- ・年金は一生涯支給(80歳までの保証付き)
- 支払った掛金は全額保険料控除の対象

遊休農地の利用促進をお願いいたします

農地法では、農地の所有者等には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが、それぞれ定められており、今年度も農業委員会では、6月から10月にかけて市内各地区担当の農業委員が現地調査を行いました。

その結果、多くの農地が適正に耕作又は保全管理がなされていることが確認され、 その中には、昨年の調査で耕作を確認できなかった農地について、耕作が再開された り、保全管理がなされるようになった例も見受けられました。



しかしながら、一方では、1年以上耕作されて おらず、今後も耕作される見込みがない農地など、 いわゆる遊休農地も見受けられました。

今年度の利用状況調査にて把握した遊休農地に つきましては、今後所有者等に対して、耕作を再 開されるか、農地として貸付けするか等のご意向

ご自身で耕作することが困難な農地につきましても、貸付け等のご意向のある方は、農業委員会までお気軽にご相談ください。

農地を転用する場合は手続きが必要です

農地に住宅や倉庫を建築したり、駐車場や資材置場として利用したりするなど、農地を 農地以外の目的で利用する場合(=農地を転用する場合)には、許可申請や届出の手続き が必要です。

農地を農地以外の目的で利用したいとお考えの方は、お早めに、農業委員会事務局まで ご相談ください。

※ 手続きをしないで農地を転用すると、農地法違反となり、罰則があるほか、違反しているままでは新たな農地の取得が認められないなど、今後の農業経営に様々な支障が生じる恐れがあります。

◎全国の農地状況がインターネットで見られます。

農業委員会が整備している農地台帳及び農地に関する地図の情報について、農地法に基づきインターネット上で公表しています。

【全国農地ナビ https://www.alis-ac.jp/】

農業委員会法が改正されました

農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)のさらなる推進に向けて、平成27年8月の国会で「農業委員会等に関する法律」が改正となり、平成28年4月から施行されることとなりました。

この法律の改正に伴い、変更となる主な内容は以下のとおりです。

◎農業委員会業務の重点化

これまで任意業務であった農地利用の最適化の推進について、より強力に進めていくため、改正法により必須業務として位置付けられました。

◎農業委員の選出方法の変更

これまで農業委員は、選挙または農業団体等からの推薦により選任されていましたが、全て市町村長が任命する方法に変更になります(現在の農業委員の任期終了 (平成29年6月)後)。任命にあたっては、農業団体等に候補者の推薦を求めるほか、公募も行います。

※ 農業委員の選挙の廃止に伴い、毎年 12 月~1月に実施していた選挙人名簿の 調製は今後一切なくなりました。したがいまして今後、選挙人名簿登載申請

書は送付いたしませんので、ご承知ください。

◎農地利用最適化推進委員の新設

農地利用の最適化を推進するため、農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員が新設されました。推進委員についても推薦、公募を行い、農業委員会が任命することとなっています。

※農業委員、推進委員の募集時期等については、改めてお知らせいたします。

【編集・発行・ご連絡先】 札幌市農業委員会事務局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15F

TEL 011-211-3636 FAX 011-218-5132





27-2-1069